工場立地法等と緑化地域制度の手続きの流れ

建築計画

緑化計画

新設工場

緑化地域制度に該当する既存工場

増築後の床面積の合計が、平成20年10月31日時点の1.2倍を超える場合。

工場立地法届出書 →

← **工場立地法受理書**

工場立地法等に基づく審査（経済局 産業立地交流室）

立地法等に基づく手続きを行ってください。適法であると認める場合、届出受理書を交付します。

事前相談 →

緑化地域制度に関する事前相談（緑政土木局 緑地維持課）

緑化地域制度の申請の方法をご案内します。

緑化率規制適用除外許可等申請書 →

← **緑化率規制適用除外許可等通知書**

緑化率適用除外許可（緑政土木局 緑地維持課）

下記の書類をご用意ください。適用除外許可の審査を行い、緑化率規制適用除外許可等通知書を交付します。

1．緑化率規制適用除外許可等申請書　　2部
2．緑化施設概要書　　2部
3．図書　　各2部
（付近見取図、配置図、緑化施設の詳細を示す書面）
4．工場立地法受理書（写）　　2部

※　面積算出方法は、工場立地法に基づく算出方法で構いません。
※　緑化率規制適用除外許可等通知書の交付には、緑化率規制適用除外許可等申請書を受理してから通常7日程度かかります。

建築確認申請書に緑化率規制適用除外許可等通知書（写）を添付してください。

建築確認審査

建築工事

建築工事完了

緑化工事完了

工事完了報告書 →

特定工場の工事完了確認（経済局 産業立地交流室）

工事完了の様子がわかる図面・写真等を添付のうえ、特定工場の工事完了報告書（様式第2）を提出してください。

操業後

緑の良好状態の維持

緑化計画に沿った市独自緑化の実施

工事完了時点で特区条例に定める緑化面積率を満たさない場合

← **現地確認**

緑化計画進捗状況報告書 →

特定工場の現地確認（経済局 産業立地交流室）

必要に応じ、特定工場の状況について現地確認を行います。

※　工事完了時点で特区条例に定める緑化面積率を満たさない特定工場は、別途市長の定める時期に、緑化計画進捗状況報告書（様式第3）を提出してください。